

○大洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例

(平成27年12月10日条例第30号)

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 特定個人情報ファイル 法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (5) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (6) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法律の例による。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 別表第1の左欄に掲げる町の執行機関(法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。)は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

- 2 町の執行機関は、当該執行機関が法別表第1の下欄に掲げる事務又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルに記載又は記録された法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報を、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 別表第2の第1欄に掲げる執行機関は、同表の第3欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルに記載又は記録された同表の第2欄に掲げる特定個人情報を、同表の第4欄に掲げる事務を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。ただし、法の規

定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定により特定個人情報を利用することができる場合において、他の条例、規則等により、この特定個人情報と同じ内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、この書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供は、別表3の第1欄に掲げる機関（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が、同表の第3欄に掲げる機関（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる者が当該特定個人情報を提供するときとする。

(特定個人情報ファイルを取扱う職員の義務)

第6条 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する職員（以下「職員」という。）は、当該事務を行うにあたり、特定個人情報の保護に留意し、法その他の関係法令等を遵守しなければならない。

また、職員は、特定個人情報ファイルの利用に当たっては、事務処理に必要な範囲に限定しなければならない。

(委託に係る措置)

第7条 町長は、特定個人情報ファイルに係る業務の処理を町の執行機関以外のもに委託するときは、特定個人情報の保護を図るため、委託先の当該業務に係る秘密保持等の措置及び体制等を確認し、委託先の守秘義務について必要な条件を付すなど当該業務に係る秘密保持について適切な措置をとるものとする。このことは、再委託先においても同様とする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

### 別表第1(第4条関係)

執行機関	事務
1 町長	大洗町浜っ子すこやか報奨金基金の設置・管理及び処分に関する条例（平成13年大洗町条例第12号）による大洗町浜っ子すこやか報奨金の給付等に関する事務であつて規則で定めるもの
2 町長	認可保育所保育料徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
3 町長	認定こども園の入所及び在園管理に関する事務であつて規則で定めるもの
4 町長	不妊治療費助成事業に関する事務であつて規則で定めるもの
5 町長	任意予防接種に関する事務であつて規則で定めるもの
6 町長	町が独自に行う健康増進事業に関する事務であつて規則で定めるもの
7 町長	大洗町医療福祉費支給に関する条例（昭和51年大洗町条例第25号）による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

8 町長	介護保険に関する事務であって規則で定めるもの
9 町長	大洗町特定公共賃貸住宅管理条例（平成24年大洗町条例第18号）による特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
10 町長	大洗町奨学資金支給条例（昭和38年大洗町条例第8号）による奨学資金の給付等に関する事務であって規則で定めるもの
11 町長	要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

執行機関	特定個人情報	保有事務	利用事務
1 町長	地方税法（昭和25年法律第226号）に関する情報であって規則で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 大洗町浜っ子すこやか報奨金基金の設置・管理及び処分に関する条例による大洗町浜っ子すこやか報奨金の給付等に関する事務であって規則で定めるもの (2) 認可保育所保育料徴収に関する事務であって規則で定めるもの (3) 認定こども園の入所及び在園管理に関する事務であって規則で定めるもの (4) 不妊治療費助成事業に関する事務であって規則で定めるもの (5) 大洗町医療福祉費支給に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの (6) 介護保険に関する事務であって規則で定めるもの (7) 大洗町特定公共賃貸住宅管理条例による特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの (8) 大洗町奨学資金支給条例による奨学資金の給付等に関する事務であって規則で定めるもの (9) 要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活保護の支給に関する情報であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 認可保育所保育料徴収に関する事務であって規則で定めるもの (2) 認定こども園の入所及び在園管理に関する事務であって規則で定めるもの (3) 町が独自に行う健康増進事業に関する事務であって規則で定めるもの (4) 大洗町医療福祉費支給に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの (5) 介護保険に関する事務であって規則で定めるもの (6) 大洗町特定公共賃貸住宅管理条例による特定公共賃貸住宅

			<p>の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する事務であって規則で定めるもの</p>
3 町長	<p>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>	<p>児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 認可保育所保育料徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 認定こども園の入所及び在園管理に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 大洗町医療福祉費支給に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 大洗町特定公共賃貸住宅管理条例による特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 大洗町奨学資金支給条例による奨学資金の給付等に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する事務であって規則で定めるもの</p>
4 町長	<p>住民基本台帳法による住民情報</p>	<p>住民基本台帳法による住民基本台帳事務</p>	<p>(1) 大洗町浜っ子すこやか報奨金基金の設置・管理及び処分に関する条例による大洗町浜っ子すこやか報奨金の給付等に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 認可保育所保育料徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 認定こども園の入所及び在園管理に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 不妊治療費助成事業に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 任意予防接種に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 町が独自に行う健康増進事業に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 大洗町医療福祉費支給に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 介護保険に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 大洗町特定公共賃貸住宅管理条例による特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 大洗町奨学資金支給条例による奨学資金の給付等に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(11) 要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する事務で</p>

			あつて規則で定めるもの
5 町長	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	大洗町医療福祉費支給に関する条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
6 町長	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳に関する情報であつて規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であつて規則で定めるもの	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
7 町長	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による知的障がい者に関する情報であつて規則で定めるもの	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	大洗町医療福祉費支給に関する条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
8 町長	大洗町医療福祉費支給に関する条例による医療費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの	大洗町医療福祉費支給に関する条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	大洗町奨学資金支給条例による奨学資金の給付等に関する事務であつて規則で定めるもの	町長	住民票関係情報、地方税関係情報及び児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの
2 教育委員会	要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する事務であつて規則で定めるもの	町長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護に関する情報及び児童扶養手当に関する情報であつて規則で定めるもの